

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県一関市宮下町8番11号

氏名 大森工業株式会社 代表取締役 大森 琢哉
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 小島 純



許可の年月日 令和 6年 3月30日

許可の有効年月日 令和11年 3月29日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年	3月30日	当初許可
平成 6年	3月30日	更新許可
平成11年	3月30日	更新許可
平成16年	3月30日	更新許可
平成21年	3月30日	更新許可
平成26年	3月30日	更新許可
平成30年	8月23日	事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に燃え殻を追加したこと。

(2) 産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。

平成31年 3月30日 更新許可

(以下、裏面記載)

令和 6年 3月30日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白